

毛染め剤による皮膚障害はセルフテストで予防して

Q：毛染め剤で皮膚炎を起こすことがあると聞いたのですが、防止する方法はあるのでしょうか？

A：毛染めは、年代や性別を問わず一般に広く行われています。ヘアカラーリング剤のうち、医薬部外品に分類される酸化染毛剤は、主成分にアレルギーを引き起こしやすい物質が含まれています。セルフテストは、消費者が、染毛剤でアレルギーが現れるかどうかを確認するための唯一の方法です。使用する前には、毎回セルフテストを実施するのが望ましいでしょう。

毛染めは、髪の色を明るくしたり、白髪を黒く染めたりする等、年代や性別を問わず一般に広く行われています。その一方で、消費者庁の事故情報データベースには、毛染めによる皮膚障害の事例が毎年度200件程度登録されています。毛染めによる皮膚障害の多くは接触皮膚炎です。その接触皮膚炎がアレルギー性のものである場合、異常を感じても軽い症状だからとそのまま毛染めを続けていると、接触皮膚炎の症状が突然に悪化する場合があります。

毛染めによる皮膚障害は以前から知られており、直接的な原因はヘアカラーリング剤で、その中でも酸化染毛剤は、特にアレルギー性接触皮膚炎を引き起こしやすく、このことは、理美容師や皮膚科医の間でもよく知られています(図1参照)。ヘアカラーリング剤のうち、医薬部外品に分類される酸化染毛剤は、主成分にアレルギーを引き起こしやすい物質(酸化染料)を含んでいるため、化粧品に分類される染毛料など他のヘアカラーリング剤と比べて、アレルギーを引き起こしやすいことがわかっています(表1参照)。

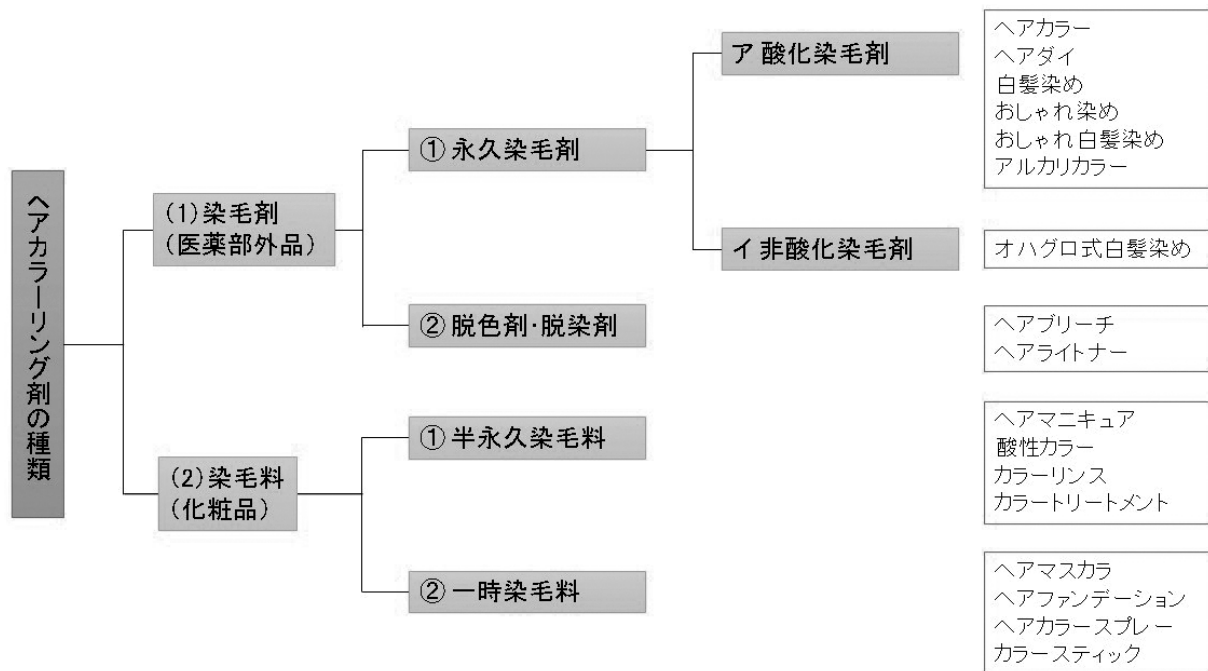


図1. ヘアカラーリング剤の種類 (参考資料1)より

表 1. 毛染めによって起こる疾患

(参考資料1)より

類型	非アレルギー		アレルギー	
疾患	刺激性接触皮膚炎		アレルギー性接触皮膚炎	アナフィラキシー
発生の機序	原因物質（刺激物質）の化学的な刺激の強さが、その物質に対する皮膚の許容濃度を越えた場合に生じる		物質に感作した後、その物質（原因物質（アレルギー））に再度接触したときにアレルギーが現れるようになる	
発症の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰にでも起こり得る ○ 皮膚の状態によって起こったり起こらなかったりする 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 感作が成立した人にもみ生じる ○ 一旦感作が成立したら、原因物質（アレルギー）に接触すれば反応が現れる 	
障害組織	皮膚			原因物質（アレルギー）との接触から短時間のうちに、下の主な症状が複数、原因物質（アレルギー）の接触部位とは異なる部位にも症状が現れる
障害部位	原因物質（刺激物質）との接触部位	原因物質（アレルギー）との接触部位。症状が重くなると、接触部位を越えて症状が現れることがある		
主な症状	痛み、かゆみ、発赤、水疱、湿潤局面が広がり次第に腫れてくる等			蕁麻疹、皮膚の発赤、息切れ、咳、動悸、血圧の低下、めまい、腹痛、嘔吐等
リスク回避	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原因物質（刺激物質）との接触を絶つ ○ 保湿する ○ 物理的な刺激を与えない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原因物質（アレルギー）との接触を絶つ ○ 保湿する ○ 物理的な刺激を与えない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原因物質（アレルギー）との接触を絶つ 	
診療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炎症やかゆみを抑える（投薬） ○ 原因の特定 ○ 原因への対応 ・原因物質（刺激物質）との接触を絶つ ・保湿する ・物理的な刺激を与えない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炎症やかゆみを抑える（投薬） ○ 原因の特定 ○ 原因への対応 ・原因物質（アレルギー）との接触を絶つ ・保湿する ・物理的な刺激を与えない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ショック症状に対する治療 ○ 原因の特定 ○ 原因への対応 ・原因物質（アレルギー）との接触を絶つ 	
その他	—		・一旦感作が成立したら、炎症が治癒しても、再度原因物質（アレルギー）に接触するとアレルギーが現れる	

そのため、法規制、製造販売業者団体の自主規制によって、使用前のセルフテストの実施の呼び掛け、製品の外箱や使用説明書等での注意喚起がなされています。それにもかかわらず、継続的に皮膚障害の事例が発生していることから、消費者と理美容師を対象としたインターネット調査を行い、消費者と理美容師の行動や意識の分析を行うこととしました。

ヘアカラーリング剤の安全規制

ヘアカラーリング剤は医薬部外品と化粧品とに分かれており(図1)、それぞれの安全規制については医薬品医療機器法等に定められています。

- 日本ヘアカラー工業会が定める「注意表示自主基準」では、必須表示8項目を外箱に表示することとしています。
- セルフテストは、消費者が、染毛剤でアレルギーが現れるかどうかを自宅や理美容院で毛染めする前に確認するための唯一の手段です。医薬部外品及び化粧品の中で、消費者に対して使用前に毎回必ずセルフテストを実施することを求める製品は、染毛剤のみです。

表必須表示 8 項目

- ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使い下さい。
- ヘアカラーはまれに【重い又は重篤な】アレルギー反応をおこすことがあります。
- 次の方は使用しないで下さい。
 - ・ 今までに本品に限らずヘアカラーでかぶれたことのある方
 - ・ 今までに染毛中または直後に気分の悪くなったことのある方
 - ・ 頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方。(病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等)
 - ・ 頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方
- ご使用の際には使用説明書にしたがい、毎回必ず染毛の48時間前に皮膚アレルギー試験(パッチテスト)をして下さい。
- 薬剤や洗髪時の洗い液が目に入らないようにして下さい。
- 眉毛、まつ毛には使用しないで下さい。
- 幼児の手の届かないところに保管して下さい。
- 高温や直射日光を避けて保管して下さい。

酸化染毛剤(医薬部外品)

酸化染毛剤は、染毛成分が毛髪の内部深くまで浸透することによって染めるため、染毛料など他のヘアカラーリング剤に比べると色落ちが少なく長期間効果が持続します。また、毛髪に含まれるメラニン色素を分解(脱色)しながら髪を染めるため、染毛成分の違いにより明るい色にも、暗い色にも染めることができます。これらの特徴から、酸化染毛剤は、ヘアカラーリング剤の中で最も広く使用されています。

酸化染毛剤には主成分として酸化染料が含まれています。酸化染料は、毛髪の内部で過酸化水素水等の酸化剤によって酸化されることで発色し、色が定着します。酸化染料の役割を果たす代表的な物質として、パラフェニレンジアミン、メタアミノフェノール、パラアミノフェノール、トルエン-2, 5-ジアミン等がありますが、これらの物質は、アレルギー性接触皮膚炎を引き起こしやすい物質でもあります。

毛染めによって起こる疾患

毛染めによって起こる疾患は主に皮膚炎であり、かぶれとも呼ばれます。また、皮膚炎だけではなく、まれにアナフィラキシーが起こることもあります(表1)。

皮膚炎は原因となる物質の作用の違いによって、アレルギー性接触皮膚炎と、非アレルギーの刺激性接触皮膚炎の2つに分かれます。症状が重い場合は外貌が著しく損なわれるため、身体的な苦痛だけでなく、精神的な苦痛を感じたり、仕事や日常生活に支障を来したりすることもあります。



首筋に発疹が広がっている

意見

ヘアカラーリング剤の中で、酸化染毛剤は最も広く使用されている製品であるとともに、最もアレルギー性接触皮膚炎になりやすい製品でもあります。アレルギー性接触皮膚炎になると、一旦皮膚炎の症状が治まっても、再度酸化染毛剤を使用すれば再発する可能性が高く、また、そのまま毛染めを続けていると、症状が重篤化することがあります。

酸化染毛剤の主成分である酸化染料は、アレルギーを引き起こしやすい性質を有しますが、現時点では、代替可能な成分が他に存在しないため、残念ながら、製品の改良によって直ちにリスクの低減を図ることは困難です。そのため、症状の重篤化を防ぐためには、いち早く異常に気付くこと、異常を感じたら適切な対応をとることが必要であり、こうしたリスクや対応策について社会全体で共有されることが重要です。

以上のことを踏まえ、消費者庁及び厚生労働省は、毛染めによる皮膚障害の重篤化を防ぐために次の点について注意喚起を行い、周知に取り組むべきであるといえます。

1. 酸化染毛剤やアレルギーの特性について

- ヘアカラーリング剤の中では酸化染毛剤が最も広く使用されているが、主成分として酸化染料を含むため、染毛料等の他のカラーリング剤と比べてアレルギーを引き起こしやすい。
- 治療に30日以上を要する症例が見られるなど、人によっては、アレルギー性接触皮膚炎が日常生活に支障を来すほど重篤化することがある。
- これまでに毛染めで異常を感じたことのない人であっても、継続的に毛染めを行ううちにアレルギー性接触皮膚炎になることがある。
- アレルギーの場合、一旦症状が治まっても、再度使用すれば発症し、次第に症状が重くなり、全身症状を呈することもある。
- 低年齢のうちに酸化染毛剤で毛染めを行い、酸化染料との接触回数が増加すると、アレルギーになるリスクが高まる可能性があると考えられる。

2. 対応策等について

- 消費者は、セルフテストを実施する際、以下の点に留意すべきである。
 - ・ テスト液を塗った直後から30分程度の間及び48時間後の観察が必要(アレルギー性接触皮膚炎の場合、翌日以降に反応が現れる可能性が高いため、48時間後の観察も必要)。
 - ・ 絆創膏等で覆ってはならない(感作を促したり過度のアレルギー反応を引き起こしたりするおそれがあるため)。
- 酸化染毛剤を使用して、かゆみ、赤み、痛み等の異常を感じた場合は、アレルギー性接触皮膚炎の可能性があるため、消費者は、アレルゲンと考えられる酸化染毛剤の使用をやめ、医療機関を受診する等の適切な対応をとるべきである。

【 参考資料 】

- 1) 消費者庁「報告書/経過報告書/評価書」
<http://www.caa.go.jp/csic/action/index5.html>